

6月20日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 12名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
6 〃	中 村 忠 靖 君		
7 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 12番議員 滝 沢 幸 映 君

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	北 沢 明 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	宮 原 卓 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 議案第 29 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 2 議案第 30 号 坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第 31 号 令和 7 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について

追加第 1 議案第 32 号 令和 7 年度坂城町一般会計補正予算（第 2 号）について

追加第 2 発議第 2 号 米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書

追加第 3 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、12 番 滝沢幸映議員から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

議長（中嶋君） 日程第 1 「議案第 29 号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る 6 月 9 日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第 1 「議案第 29 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第 2 「議案第 30 号 坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

13番（大森君） これは、湯さん館の入館料を値上げするという内容になるわけですが、上限幅を決めるということの中身でありますけれども、どんな検討をされたのか。大体近隣の温泉施設等を比べて入館料とか、あるいはサービス、あるいは営業時間等を検討した場合に、お客様の入館数が増えるのか、それとも減るのか、どのような検討されたのか、検討した内容についてご報告ください。

企画調整係長（宮原君） 条例の改正案の上限額をどのように決めたのかということのご質問かと思いますが、利用料の上限額につきましては、議員さんがおっしゃるとおり、近隣の市町村の改定状況ですとか、県の公衆浴場入浴料金の改定状況を参考にしまして、加えまして、前回値上げをした令和元年度からの燃料・光熱費の上昇率等を踏まえ、利用料上限額案を算定したところであります。

入館者数につきましては、ベースとしましては、令和6年度の入館者数をベースとしまして、利用料のほうの改定案を設定したところでございます。

13番（大森君） 一つ答弁漏れじゃないかと思うんですが、値上げすることによってお客さんが増えるのか減るのか、そういうような検討はどのくらいされたのかということをお聞きしているわけですが。

企画調整係長（宮原君） 利用料金の上限額の改定によって利用者数が増えるか増えないのかといったご質問でございますけれども、利用料を上げたことによって、一定期間は利用者数が減ることを想定しておりますけれども、さらなるサービスの向上、利用される方の満足度を上げることで入館者数を増やしてまいりたいというふうに考えております。

13番（大森君） だから一定期間の間は減るでしょうということですが、じゃあどんな対策を取ろうということ、何か計画、企画、準備なんかはあるんですか。ただ、今までどおりのサービスで値上げしていくということなんでしょうか。

企画政策課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。入館者数ですけれども、値上げによって利用者数が減るのではないかとということで、今ご答弁させていただきましたが、現在、4月以降、上田市ですとか、ほかの市町村さんが入館料を値上げされておりますが、その関係で坂城町のほうに増えてきているというような状況もあり見受けられないということと、坂城町の湯さん館の魅力をもっと皆さんにご承知いただいて、入館者数自体はさほど減少はしないと考えております。

また、先日の一般質問でもお答えいたしましたけれども、これまでの様々な取組を継続する中で、新たなイベントですとか季節ごとのイベントですとか、そういった新たな企画を実施するなどによって利用者数の増加と、あと湯さん館の魅力の向上に努めてまいりたいと考えております。

議長（中嶋君） ほかに質疑はございますか。

(進行の声あり)

議長（中嶋君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

13番（大森君） まだ全て述べていないのに進行がかかったので、これは取り上げないで、議長にもうちょっと進めていただきたいと思います。

議長（中嶋君） 了解いたしました。

それでは、これにて討論を終結いたします。

13番（大森君） 討論について、反対の方の討論を求めますから始まるんじゃないですか。議事の進行がちょっとおかしいと思いますが。

議長（中嶋君） 大変失礼いたしました。

それでは、反対討論から入りたいと思います。反対討論の方はございますか。

13番（大森君） 議案第30号「坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について」反対討論を行います。

この条例の改正は、各利用区分の金額を引き上げるものであります。最近の光熱費・エネルギーの高騰や人件費の改善など、これらを理由として引上げの案が出ています。中東の紛争などで、さらに石油の値上げが想定されます。また、人件費についても適正な労賃にしなければなりません。だからといって、安易とは申しませんが、入湯料金を引き上げるべきではないと考えます。

近隣の民間施設、ただお風呂に入るといだけの行為であれば、例えば万葉温泉は朝4時から夜の11時まで。大人が480円、子ども100円、以下いろいろと細かいことはありますけれども、回数券では10枚で4千円。そして、6月27日から29日の3日間を回数券特売日として、大人11枚券を4千円で特売すると、1枚当たり365円という値段であります。

観世温泉の営業時間は朝4時半から夜11時まで。大人300円、中学生250円、小学生120円、そして回数券は大人25枚つづりで7千円。

国民温泉、大人（18歳以上）340円、中学生から18歳未満250円、回数券では、10枚入浴券で3千円です。

近隣の公的温泉では、千曲市では値上げの議案が出ているという報道がありました。委員会では否決されております。

また、室賀温泉のささらの湯の営業時間は、朝風呂が5時から8時まで、最終受付は7時20分まで。そして、10時から21時までが昼・夜の部として、1回券では朝風呂一般350円、小中学生150円、そして、昼・夜の一般の人が650円というふうになっています。半年券では、朝風呂は一般で1万2,600円、小中学生で5,600円。昼・夜の入浴料では、一般では半年間が2万3,400円、小中学生が1万800円、このように具体的に

出ています。

また、千曲市の公的な施設、つるの湯やかめ乃湯、それから湯のさとちくま白鳥園など、今後、値上げする可能性はあるかと思いますが、このように例示した料金比較では、どれを取ってもびんぐし湯さん館が最高金額と。そしてまた、営業時間等でも大きな差があります。このように、湯さん館と近隣温泉施設との比較を見ても誘客につながるのか疑問であります。

千曲市議会の社会文教委員会では、反対の決議がなされております。

びんぐし湯さん館の条例の第2条には、温泉施設設置の目的として、「住民の心身の健康増進、コミュニティ活動の推進、地域活性化等を図る」となっております。利用料の引上げは、果たしてこの条例の目的を果たせるでしょうか。

今、高齢化社会が進む中で、各国のシニアクラブの解散や高齢者の外出しないという孤独化など、介護予防などの対策が求められているときであります。お風呂に来ることで自身の隣近所のつながりだけでなく、同じ時間帯で行き会う他地域の風呂仲間関係もでき、町民同士のつながりが広がることになります。これこそが条例の目的ではないでしょうか。

提案しますけれども、ただいま全戸に割引券が配布されております。それに加えて、町民と町外の差別化を明確にすること、二つに、例えば町民高齢者1人に月4回、年48回の無料招待券を配布するなど、必要ではないかと考えます。これは、町の政策としての事業として実施するわけですから、財源は町の一般会計から支出となります。安易な引上げではなく、近隣の施設の状況を研究し、湯さん館に呼び込む施策や企画などを検討すべきと考えます。

以上、利用料の引上げをしない対策を提案し、議案第30号「坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例について」反対討論とします。

議長（中嶋君） 大変すみません、私はまだ不慣れでございまして、大変皆さんにご迷惑をかけていることを誠に申し訳なく思っています。

先ほど、これにて討論を終結いたしましたと、私は申し上げましたが、大変すみませんが、これを取り消させていただきたいと思います。

ただいまは、大森議員が反対討論をなされました。引き続きまして、次に、賛成討論を行いたいと思います。賛成討論の方はございますか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 特にないようです。

次に、反対討論の方はございますでしょうか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 特にないようです。

次に、賛成討論の方はございますか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

「質疑、討論終結（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第３「議案第３１号 令和７年度坂城町一般会計補正予算（第１号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（中嶋君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第１「議案第３２号 令和７年度坂城町一般会計補正予算（第２号）について」及び追加日程第２「発議第２号 米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書について」の２件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。最初に提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第３２号「令和７年度坂城町一般会計補正予算（第２号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７７１万円を増額し、歳入歳出予算の総額を７５億６，４５１万５千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、財政調整基金繰入金７４１万円、町債３０万円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の内容につきましては、介護予防施設ふれあいセンターのボイラー設備故障に伴う補修工事費５９１万８千円、テレビ機能付カーナビに係るＮＨＫ受信料１４９万２千円、部品等高騰に伴い不足が見込まれる消防団軽積載車購入に係る経費３０万円をそれぞれ増額するものであります。

なお、ふれあいセンター補修工事期間中は、この施設での入浴の利用を休止いたしますが、障がいや介護等でお一人では入浴できない状態により介助風呂を利用されていた方につきましては、町内福祉施設のご協力により、入浴室を利用させていただけることになりましたので、対象の方にご案内しております。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中嶋君） 次に、趣旨説明を求めます。

8 番（玉川君） 私からは、発議第 2 号「米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書。

米は日本人の主食であり、国の食料安全保障の根幹をなす重要な作物である。近年、米の不足と価格高騰が深刻化し、国民生活や農業経営に多大な影響を及ぼしている。いまや米の安定供給は、国を挙げて取り組むべき国民的課題となっている。

令和 5 年産（2023 年産）の米の生産量は 661 万トンにとどまり、同年 6 月末から令和 6 年（2024 年）6 月末までの推計需要 705 万トンを大きく下回った。こうした供給不足にもかかわらず、政府の対応は後手に回り、備蓄米 61 万トンの放出が決定されたのは今年 1 月末であり、6 月になって 20 万トンの追加放出も表明した。

その結果、今年 6 月末の在庫は適正在庫を超える可能性もあり、5 キロ 1,700 円から 2 千円前後の随意契約による備蓄米（令和 2、3、4 年産（2020、2021、2022 年産））、3 千円台の入札による備蓄米（令和 5 年産（2023 年産））、4 千円前後の令和 6 年産（2024 年産）が店頭に並び、高値で仕入れた小売業者は窮地に立たされている。

この混乱の背景には、需要逼迫が前年から予測されていたにもかかわらず、機動的な備蓄放出が行われなかったこと、加えて政府の政策に一貫性を欠いたことがある。

さらに根本的な要因として、長年続けられてきた減反政策と、市場任せの価格政策の弊害がある。かつて 60 キロ当たり 2 万円を超えていた米価は、1 万円前後にまで下落し、さらに、平成 30 年（2018 年）の減反政策廃止で 10 アール当たり 1 万 5 千円の所得補償制度も廃止され、米農家の収益性が著しく悪化したことで米農家は平成 12 年（2000 年）以降、175 万戸から 58 万戸（令和 5 年（2023 年））に減少した。

こうした離農や稲作放棄により、水田の減少が進み、食料自給率の低下のみならず、治水機能や環境保全機能の低下など、社会的損失も拡大している。

以上の状況を踏まえ、将来にわたり安定的な米の供給と農業経営の持続可能性を確保するためには、これまでの減反・減産政策を見直し、政府の責任において食料安全保障の視点から米政策を抜本的に転換する必要がある。

よって、政府においては、下記事項を確実に実施するよう、強く要望する。

記

1 平成 30 年（2018 年）の減反政策終了後も続けられている生産調整を見直し、需要に応じた生産調整を再構築するとともに、食糧法の趣旨に沿った安定供給体制を整備すること。

2 米の価格と流通を市場任せにするのではなく、価格保障を行うとともに、備蓄米を大幅に増やし、需給を政府がコントロールできる仕組みを整備すること。

3 経営規模や地域特性、生産物の品質などに対応した柔軟な所得補償制度の導入や、現状に合わない複雑な規制を見直し、多様な農家の継続的な経営を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（中嶋君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時32分～再開 午前10時42分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第32号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

8番（玉川君） カーナビについてなんですが、歳出の119万円、款2総務費、項1の総務管理費の部分なんですが、このカーナビの契約について、もう少し詳しく教えていただきたいのと、それと今後の対応についてはどういうふうになるのか。これについて説明をお願いします。

総務係長（宮下君） 歳出、款2総務費、項1総務管理費、目10業務管理費、業務管理一般経費の受信料についてでございます。こちらの契約についての詳細ということでございますけれども、カーナビゲーションでテレビの受信機能があるカーナビにつきまして、町の公用車に設置されているものが、こちらの業務管理一般経費で管理しているところで9台、それと教育費に計上しております公民館一般経費に計上しているところで1台の合計10台がございます。こちらについて、カーナビゲーションのNHKの受信料ですね、こちらの契約が未締結であったものがあったというものでございます。これについて契約を締結して、過去に遡っての受信料をお支払いするというものでございます。

また、今後についてということですが、今後につきましては、新たな公用車の購入の際にですね、カーナビを整備するときには、そういった受信料の契約というものが必要なものについては行っていく。また、今現在契約中のものにつきましても、テレビの機能を外すことなどを検討していきたいと考えています。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第2「発議第2号 米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

4 番（水出君） 発議第 2 号「米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書について」の前段の趣旨説明の半分から下辺りのところです。さらに、平成 30 年から減反政策云々につながるところで、1 万 5 千円の所得補償制度を廃止され、米農家の収益性が著しく悪化したことで農家が減少したという表現で捉えておりますけれども、これは減反の補助金制度のことを言っているのか、別の所得補償制度について言っているのかお伺いいたします。

8 番（玉川君） これについては、減反ということです。

4 番（水出君） 減反の補助金ということであると、2010 年から 2012 年、一律 10 アール当たり 1 万 5 千円、これを補助するという補助金は出ております。それで、2018 年に 5 年間を目指して減反を廃止する上で、2013 年から 10 アール当たり 7,500 円、半減する、そういうことになって、その後ですね、あわせて家畜用の飼料を作る農家には 10 アール当たり 10 万 5 千円の補助が出る。それとか、空き地政策等の、畑が荒れてしまうので、維持しておく。そういったものに 3 千円等々の、どちらかというと農家を骨抜きにしてしまうお金で減反を進めた。そんな表現になってしまうんですけれども、この 1 万 5 千円が廃止されて農家の所得減につながったということは、ちょっと理解できないというところで質問させていただきましたが、その辺について、ご見解をお願いいたします。

8 番（玉川君） この補償制度があったために、農家は減反をして、米をやめてもある程度生きてきたということと理解をしております。

4 番（水出君） ただいまのところではこれまでとさせていただきます。

もう 1 点お願いいたします。記で要求事項を書かれているところでの質問になります。2 項、「米の価格と流通を市場任せにするのではなく、価格保障を行うとともに」の価格保障とはどういった状況を想定して、何の価格について保障していくのか、もし考えられている状況があれば教えていただければと思います。

8 番（玉川君） この価格保障については、現在、規模にもよりますけれども、最低限の 10 アール当たりとか、60 キロ作るとき必要な経費があります。その経費について、今の場合だと 1 万 5 千円ぐらいかかるんですが、それが価格に反映されていないということで、その差額について保障をすると考えております。

4 番（水出君） 以上で結構です。

議長（中嶋君） ほかに質疑はございますでしょうか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

4 番（水出君） 反対討論をお願いいたします。

議長（中嶋君） 大変失礼いたしました。反対討論に入ります。お願いいたします。

4 番（水出君） 私は、発議第 2 号「米政策を抜本的に転換し、米を安定供給することを求める意見書について」反対の立場から討論いたします。

令和の米騒動として、米不足、米価高騰は国民の生活に大きな影響を与え、国民の関心が寄せられています。その中、備蓄米について農林水産相が変わることで市場に並ぶスピードや提供価格が変わることで国民を混乱させていることは、政府を批判し問いただすべきと思います。

減反政策は 2018 年に廃止されていますが、農林水産省は引き続き需要予測に基づく生産量の目安を発表し続けているほか、主食用米から転作する農家に補助金を出しています。価格を維持したい農業団体などは、この目安に基づいて生産量を調整しているため、事実上、減反政策は続いているという見方が一般的と思われます。長年にわたり日本の米価格を高く維持してきたこの政策は、2024 年の米不足と価格高騰を受け、農家の経営難や消費者負担の増大を招いていることに対して、抜本的な改革が必要です。

そこで、政府は、生産調整の見直しと同時に、農家の所得を直接補償する新たな制度の導入を検討しています。食料安全保障の強化と農業の持続可能性を目指して、現小泉進次郎農水相は、生産から流通業、卸業、小売業や精米能力、備蓄量、輸出入量の全てにおいて課題を抽出し、生産調整の枠組みを再構築し、農家の経営安定と消費者への安価な米供給の両立を図る方針を強調しています。

その中、意見書に示す要望事項に関して、1 項で需要に応じた生産調整をし、2 項では備蓄米を大量に増やすことで安定供給をコントロールするとありますが、生産者の負担は大きくなります。生産者側は安定量の生産を任されることを望みます。また、同項で米の価格と流通を市場任せにするのではなく、価格保障を行うとありますが、どのような状況を想定して価格保障を行うかが不明確であります。

3 項で経営規模や地域特性による所得格差に対応した柔軟な所得補償制度を導入しとあるが、多様な米農家の経営においては、経営規模や地域特性による所得影響は少なく、気候や生育管理が米の出来に影響し、所得が変わります。経営規模や地域特性による所得補償は現実的ではありません。

以上により、現在の食糧法や食料安全保障、米政策に係る各大綱や要綱に定めていることから逸脱していることを是正することは必要ですが、抜本的な転換を意見している事項とは判断できないため、私は、米政策を抜本的に転換し米を安定供給することを求める意見書については反対といたします。

議長（中嶋君） 次に、賛成討論はございますか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） ないようですので、次に、反対討論はございますでしょうか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） 次に、賛成討論はございますか。

（進行の声あり）

議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを、それぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

「質疑、討論終結（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎追加日程第3「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（中嶋君） 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会の継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の委員会継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（中嶋君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和7年第2回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月9日に開会されました本定例会は、本日までの12日間にわたりご審議をいただきました。

提案いたしました人事案件、条例の制定、条例の一部改正、一般会計補正予算（第1号）並びに追加議案として本日上程いたしました一般会計補正予算（第2号）も含め、全ての議案に対し、原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

さて、今年も梅雨入りし、今後台風のシーズンを迎えるにあたり、改めて防災意識の向上と、災害時における命を守る行動の周知徹底を図るとともに、自主防災活動の充実につなげていただけるよう、全区長さんを対象とした防災説明会を7月1日に開催し、ハザードマップの見方や、避難情報のポイント、避難行動フローなどについてご説明をさせていただく予定としてお

ります。

また、8月31日には、四ツ屋・戌久保を除く坂城地区の皆さんを対象に、坂城小学校において町総合防災訓練を実施いたします。今年度は、大型地震を想定しての各種訓練を計画しておりますので、こうした機会を通じ、町民の皆様にも、日頃から災害への備えを進めていただく契機にしていいただければと考えております。

さて、鉄の展示館では、8月31日まで「第15回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」を開催しております。本展覧会では総合的工芸品である日本刀の世界及び日本刀文化について理解を深めていただくため、コンクールの受賞作品を一般に公開しておりますので、多くの皆様にご来館いただければと思っております。

また、7月5日土曜日には、南条小学校の音楽堂におきまして「第47回納涼音楽会」を計画しております。納涼音楽会実行委員会では、町内音楽団体のほか、久しぶりに町内全ての小中学校も参加して、全10団体の皆さんが開催に向け、準備を進めておりますので、ご期待いただければと思います。

また、7月12日には、地域の交流と文化活動の推進を目指して「隣保館ふれあい交流フェスティバル」を開催いたします。隣保館で活動するサークルの作品展示やダンスなどのグループ発表を同会場で行うとともに、中心市街地コミュニティセンターでは、フルート奏者の斎藤寛さんらをお招きし、フルート、オーボエ、ファゴットの木管楽器三重奏による「ゆらぎの癒しコンサート」も開催いたしますので、大勢の皆様のご来場をお待ちしております。

続きまして、今年で48回目を迎える夏の風物詩「町民まつり坂城どんどん」につきましては、企画委員会及び実行委員会において、8月2日土曜日に横町・立町通りで開催することに決定いたしました。

今年は、特別ゲストとして、食器や空き缶、ペットボトルなど身近なものを楽器に変えて演奏する日用品演奏ユニットk a j i i（カジー）さんをお招きします。当日は、子どもたちが手作り楽器を制作し、それを使って一緒に演奏する演出も計画しており、楽しいパフォーマンスと、ものづくりの楽しさを体験していただきたいと思っております。このほか、恒例のビアガーデン、子ども広場、踊り流しなども計画されており、大人も子どもも楽しめる催しとなるよう、準備を進めてまいります。

また、8月15日には、文化センターにおきまして、成人式から数えて70回目となる「二十歳のつどい」を開催いたします。現在10名の実行委員の皆さんを中心に準備が進められておりますが、議員の皆様にも式典のご案内を申し上げますので、ぜひご出席いただき、二十歳の皆様方をお祝いしていただきたいと存じます。

また、8月23日には、「坂城・千曲薪能」が町の体育館を舞台に開催されます。今回は、坂城町と千曲市の能楽愛好団体が協力しての共同開催方式として、町の特命大使であり能楽師

重要文化財総合指定保持者の松木千俊師、狂言師の野村裕基師をお招きし、日本屈指の演者による能楽が披露されます。伝統芸能である能楽を後世につなぐとともに、町の文化・芸術の振興、また伝統文化の継承のためにも、大勢の皆様にご来場いただき、夏の夜の幽玄の世界を堪能していただければと思います。

さて、来月は、第27回参議院議員通常選挙が現在の国会の会期でいきますと、7月3日公示、7月20日投開票の予定となっております。この予定でいきますと、公示日翌日の7月4日から役場1階で期日前投票が可能となりますので、町民の皆様には棄権することなく投票をお願いいたします。

さて、不安定な世界情勢などで、燃料価格をはじめ、諸物価の高騰が続いております。今議会で補正予算を認めいただきました定額減税調整給付金不足額給付につきましては、対象となる皆様方に対し円滑に支給することができるよう準備を進めてまいります。また、こども福祉医療費窓口負担無償化に係る経費及び新型コロナウイルス予防接種に係る経費につきましても、実施に向けて遅延なく準備を進めてまいります。

また、介護予防施設ふれあいセンターのボイラー設備故障に伴う補修工事につきましても、早期復旧に向けて取り組んでまいります。

気象庁の長期予報によりますと、今年の夏も厳しい暑さになることが予想されております。町民の皆様におかれましては、小まめな水分補給や適切な冷房の使用など、屋外だけでなく屋内におきましても熱中症対策を取っていただくようお願い申し上げます。

議員各位におかれましても、健康に十分留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げます。て、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（中嶋君） これにて、令和7年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（閉会 午前11時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 中 嶋 登

坂城町議会議員 玉 川 清 史

坂城町議会議員 山 城 峻 一

坂城町議会議員 祢 津 明 子